

随意契約締結状況

(100万円以上のもの。賃貸借の場合は80万円以上のもの)

No	物品等又は役務の名称	数量	随意契約担当課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
1	手指用骨接合手術用器械セット	1	岐阜赤十字病院 管財課 岐阜市岩倉町3-36	平成29年6月15日	(株)フォーム 岐阜市木ノ下町5-16番	1,481,000	予定価格が160万未満のため (会計規則施行細則第35条)	見積り合わせ
2	動的視野計	1	岐阜赤十字病院 管財課 岐阜市岩倉町3-36	平成29年11月29日	リイツメディカル(株) 羽島郡岐南町野中2-8	1,166,400	予定価格が160万未満のため (会計規則施行細則第35条)	見積り合わせ
3	オーディオメーター	1	岐阜赤十字病院 管財課 岐阜市岩倉町3-36	平成30年2月28日	(株)フォーム 岐阜市木ノ下町5-16番	1,555,200	予定価格が160万未満のため (会計規則施行細則第35条)	見積り合わせ
4	インピーダンスオーディオメーター	1	岐阜赤十字病院 管財課 岐阜市岩倉町3-36	平成30年2月28日	(株)フォーム 岐阜市木ノ下町5-16番	1,268,460	予定価格が160万未満のため (会計規則施行細則第35条)	見積り合わせ
5	体脂肪計	1	岐阜赤十字病院 管財課 岐阜市岩倉町3-36	平成30年3月12日	井上精機(株) 岐阜市玉宮町1-11	1,058,400	予定価格が160万未満のため (会計規則施行細則第35条)	見積り合わせ
6	電動式ドリルドライバー	1	岐阜赤十字病院 管財課 岐阜市岩倉町3-36	平成30年3月23日	(株)フォーム 岐阜市木ノ下町5-16番	1,576,800	予定価格が160万未満のため (会計規則施行細則第35条)	見積り合わせ
7	医療機器管理システム (CEIA)	1	岐阜赤十字病院 管財課 岐阜市岩倉町3-36	平成30年1月4日	(株)フォーム 岐阜市木ノ下町5-16番	3,456,000	システムであるため業者選定後に利用部署と詳細な仕様等検討する必要があったため(会計規則第36条3項 契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当)	見積り合わせ

No	物品等又は役務の名称	数量	随意契約担当課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
8	眼科手術等業務委託契約	1	岐阜赤十字病院 管財課 岐阜市岩倉町3-36	平成29年4月1日	(株)中京メディカル 名古屋市熱田区神宮3-8-20 新宮東熱田ビル2階	白内障手術(1例)及びコンサル タント業務1式 30,000円 その他手術の診 療保険点数の	長年当院眼科医師を派遣してもらっており、業者変更する場合眼科医師の派遣が滞り眼科診療が行えなくなるなど多大な混乱を招く危険性があるため(会計規則第36条3項 契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当)	
9	施設管理業務委託契約	1	岐阜赤十字病院 管財課 岐阜市岩倉町3-36	平成29年4月1日	昭和建物管理(株) 岐阜市宇佐南4丁目8番16-201号	57,510,000	長年に亘り当院の施設管理業務を委託しており、院内を十分に把握し当院の要望にも迅速に対応するため患者及び職員の安全且つ衛生的な環境が保たれていること、委託業務が多岐に渉るため業者の変更により相当な混乱と質の低下が起こる危険性があるため。(会計規則施行細則第36条3項 契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当)	
10	医事業務委託契約		岐阜赤十字病院 管財課 岐阜市岩倉町3-36	平成30年3月31日	株式会社ニテイ学館 東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	月額5,565,000円	当院の医療事業の内容や各診療科の状況等にも精通しており、業務が他の業者に移行した場合は多大な混乱が予測されるため。(会計規則施行細則第36条3項 契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当)	
11	検体検査業務委託契約	1	岐阜赤十字病院 管財課 岐阜市岩倉町3-36	平成29年4月1日	(株)エスアールエル 東京都新宿区西新宿2-1-1	単価契約	業者を変更した場合検査機器や試薬及び測定方法の変更等により検査データの恒常性が保たれなくなり臨床における混乱が生じる危険性がある。また当院のシステムにおけるマスターの大幅な変更や容器等の変更が必要となることとその作業に多大な時間と労力を要するため運用面でのリスクが高い。(会計規則施行細則第36条3項 契約の性質)	

公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。